

フリースクールを利用している
児童生徒(小中学生)の保護者の皆さんへ

松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金

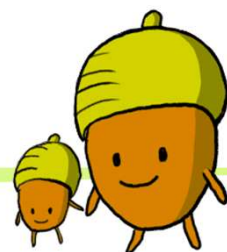


不登校傾向にある児童生徒(小学生・中学生)の通いの場や、多様な学習の機会を確保し、子どもたちの社会的自立を目指すため、物価高騰に対する子育て世帯への緊急的な対策として、令和7年4月から7月までのフリースクール利用料金の一部を補助いたします。

市内在住または市内在学で不登校などによりフリースクール等を利用する小・中学生の保護者
次のすべてに当てはまる方を対象とします。

対象者

- ①市内在住の児童生徒または、市外在住で松戸市内の小中学校に在籍している児童生徒保護者
- ②在籍する学校に登校が困難で、1年以内におおよそ30日以上登校していない児童生徒保護者
- ③認定されたフリースクール(見込みも含む)を利用する児童生徒の保護者
- ④児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校とフリースクール等が相互に情報共有することを承諾すること
- ⑤市や県の相談機関と必要に応じ連携ができること
- ⑥その他対象経費の補助を別の団体から受けていないこと
- ⑦市税の滞納がないこと



補助金額

児童生徒1人につき、月額利用料金の3分の1(月額上限1万円)を補助します。

※利用料金は消費税および地方消費税をのぞく。

※補助額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。

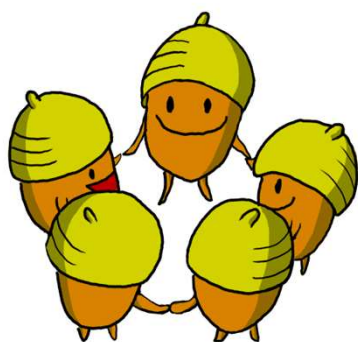
申請方法

オンライン申請(松戸市オンライン申請システム)または郵送により申請

- ▶オンライン申請:フォームより必要事項をご入力いただき、ご申請ください。
 - ▶ 郵 送 :HPより様式をダウンロードのうえ、ご申請ください。
- 申請の流れや詳細については、チラシ裏面またはHPをご覧ください。

松戸市オンライン申請システム

フリースクール等利用児童生徒支援補助金HP



お問い合わせ 松戸市教育委員会 児童生徒課
電 話 : 047-366-7461
email : mcjidouseito@city.matsudo.chiba.jp

1. 補助申請

【申請方法】松戸市オンライン申請システムまたは
郵送により申請(書式はHPよりダウンロード)

【申請期間】令和7年7月31日まで

□必要事項を入力の上、ご申請ください。

□在籍学校および利用フリースクールに照会しますので、
補助金申請した旨を、在籍学校・利用フリースクールにお伝えください。

※やむを得ない事情があり期日までに提出できない場合は、
児童生徒課までご相談ください。

2. 認定

【認定期間】令和7年4月～7月分(1学期分)

松戸市教育委員会より

「認定通知書」または「不認定通知書」が届きます。

認定された場合は、「実績報告書」等をご提出ください。

3. 実績報告書の提出

【提出期間】令和7年7月19日～8月15日

【提出方法】松戸市オンライン申請システムまたは
郵送により申請(書式はHPよりダウンロード)

□「利用確認書兼対象経費報告書」「在籍校への報告書類(出席記録等)」に
ついては利用フリースクールに作成をご依頼ください。

※やむを得ない事情があり期日までに提出できない場合は、児童生徒課まで
ご相談ください。

4. 補助金額の決定・支給

松戸市教育委員会より「補助金交付決定通知書」が届きます。
振込先等の必要事項をご申請ください。

【振込先の申請】松戸市オンライン申請システム又は
郵送により申請(書式はHPよりダウンロード)

【支給時期】令和7年9月～10月頃を予定

